

平成29年度第2回北海道私立学校審議会議事録

1 日 時 平成29年11月15日（水） 13:30～14:00

2 場 所 本庁舎8階 共用会議室

3 委員定数 15名

4 出席委員 13名

佐藤有会長、大西正宏委員、大西修夫委員、佐藤みゆき委員、
須藤美紀子委員、守本朝美委員、布川耕吉委員、小泉佳子委員、
浅井卓委員、齊藤茂子委員、本間裕邦委員、苫米地司委員、
林 光彦委員

5 傍聴者 1名

6 議 題

(1) 諮問事項の審議

| | |
|-----------------------------|------|
| 私立中学校の収容定員に係る学則変更認可について | (1件) |
| 私立高等学校の収容定員に係る学則変更認可について | (5件) |
| 私立高等学校の広域通信制課程に係る学則変更認可について | (2件) |
| 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について | (8件) |
| 私立専修学校の設置認可について | (1件) |
| 私立専修学校の目的変更認可について | (1件) |
| 私立各種学校の廃止認可について | (2件) |

(2) 報告事項

第72回全国私立学校審議会連合会総会について

7 議事の経過及びその結果

佐藤会長から審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨宣言後、大西修夫委員、本間裕邦委員を議事録署名人に指名した。

審議に先立って、前回答申の処理状況について資料1に基づき事務局から説明するとともに、その後、諮問事項の審議に入った。

議事の経過及び結果は次のとおり。

(1) 私立中学校の収容定員に係る学則変更認可について

函館ラ・サール中学校の収容定員に係る学則変更認可（諮問番号第1122号(1)）について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料の1ページをご覧ください。

学校法人函館ラ・サール学園が設置している「函館ラ・サール中学校」が、ここ数年の入学状況を鑑み、適正規模に定員を変更するため、この度、収容定員の変更に係る学則変更認可申請があったものです。

変更の時期は、全て平成30年4月1日を予定しております。

変更の内容ですが、収容定員を1学年120人から15人減じ105人とし、3学年合計では、360人を315人に減ずるものです。

なお、設置基準上の支障は特にありません。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(2) 私立高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

函館大学付属有斗高等学校の収容定員に係る学則変更認可(諮問番号第1122号(2))から、北照高等学校の収容定員に係る学則変更認可(諮問番号第1122号(6))まで、資料に基づき、事務局から次のとおり一括して説明した。

【事務局説明】

資料の2ページをご覧ください。

この5つの案件は、今日の少子化の進行に伴う、入学者の減少に対応するため、学校法人野又学園が設置している函館大学付属有斗高等学校及び函館大学付属柏稜高等学校、学校法人遺愛学院が設置している遺愛女子高等学校、学校法人函館ラ・サール学園が設置している函館ラ・サール高等学校、そして、学校法人北照高等学校が設置している北照高等学校について、収容定員の変更に係る学則変更認可申請があったものです。

変更の時期は、全て平成30年4月1日を予定しております。

まず、函館大学付属有斗高等学校ですが、普通科の収容定員を、1学年260人から10人減じ250人とし、3学年合計では780人を750人に減ずるものです。

次に、函館大学付属柏稜高等学校ですが、商業科の収容定員を、1学年60人から10人減じ50人とし、3学年合計では180人を150人に減ずるものです。

なお、普通科の1学年150人、3学年計450人については、変更ございません。

次に、遺愛女子高等学校ですが、普通科の収容定員を、1学年211人から6人減じ205人とし、3学年合計では633人を615人に減ずるものです。

なお、英語科の1学年35人、3学年合計105人については、変更ございません。

次に、資料3ページをご覧ください。

函館ラ・サール高等学校ですが、普通科の収容定員を、1学年220人を20人減じ200人とし、3学年合計では660人を600人に減ずるものです。

最後に、北照高等学校ですが、普通科の収容定員を、1学年160人から40人減じ120人とし、3学年合計では480人を360人に減ずるものです。

なお、いずれの学校につきましても設置基準上の支障は特にありません。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(3) 私立高等学校の広域通信制課程に係る学則変更認可について

クラーク記念国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可(諮問番号第1122号(7))と、北海道芸術高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可(諮問番号第1122号(8))について、資料に基づき、事務局から説明した。

【事務局説明】

資料の4ページをご覧ください。

クラーク記念国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可について、ご説明いたします。

この案件は、学校法人創志学園が設置するクラーク記念国際高等学校が生徒の多様な選択の幅を広げ、より多くのニーズに応えるため、面接指導等実施施設の変更・追加及び教育課程や授業料の改定などを行おうとするものです。

変更の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

資料の項目7「変更の内容」をご覧ください。

まず(1)面接指導等実施施設の変更・追加等についてです。

通信制課程における学習は、教科書等に基づいた生徒の自学自習を基本とし、報告課題の添削指導、面接指導への参加、及び学力試験により、所定の単位が認定されると卒業が認められるものです。

文部科学省令の高等学校通信教育規程により、面接指導等の教育は、本校以外にも、協力校という位置付けで他の高等学校で行うことも可能であるほか、さらには、「他の学校等」として大学、短大、専修学校及び指定技能教育施設を利用することも認められているところです。

現在、クラーク記念国際高等学校における面接指導及び試験等については、深川市の本校をはじめ、協力校10校、そして、「他の学校等」として、大学2校、短期大学2校、専修学校25校及び指定技能教育施設等41施設において行っていますが、この度、各教育区域における生徒の面接指導等の利便性を図るため、面接指導等実施施設の変更・追加を行うものです。

まず、アの名称変更ですが、これは既に認可されている面接指導等実施施設、学校法人宮崎総合学院が宮崎県に設置する宮崎情報ビジネス専門学校が、宮崎情報ビジネス医療専門学校に変更となるためです。

次に、イですが、これも既に面接指導等実施施設として認可されている指定技能教育施設、秋田クラーク高等学院の第1キャンパスと第2キャンパスについて、第2キャンパスが第1キャンパスに統合されることに伴い、名称も秋田クラーク高等学院に一本化されることによる変更となるものです。

次に、ウの面接指導等実施施設の追加の芦屋学習センターの追加です。

学習センターとは、都道府県認可の専修学校や都道府県教育委員会が認可する指定技能教育施設と異なり、行政機関の認可等を受けていない施設において、面接指導等の実施を認めている施設であり、高等学校教育を実施するのに適切な施設であるか、事務局職員が現地調査を行っております。

今回は、10月27日に事務局職員2名で現地に訪れ、学校関係者からの説明を受け、施設・設備の整備状況並びに周辺環境について確認して参りましたが、面接指導等実施施設として適切であると判断されます。

以上、(1)に記載しております施設は、いずれも教育に必要な施設設備は整っており、支障は特にありません。

次に、(2)技能連携施設の追加についてです。

指定技能教育施設とは、都道府県の教育委員会が指定する教育施設で、学校教育法の規定により、高校の定時制や通信制課程に在学する生徒は、指定技能教育施設で受講した職業に関する科目、例えば家庭、農業、工業、商業、看護、水産といった科目について、高校の単位としても認定できるという制度になっております。

今回は、熊本県に設置予定の指定技能教育施設、クラーク高等学院熊本上通校の商業に関する科目で連携するものです。

なお、クラーク高等学院熊本上通校については、現在、学校法人創志学園が熊本県教育委員会に対し、設置認可申請中であることから、道といたしましては、熊本県教育委員会の認可を確認後に、技能連携施設に係る学則変更の認可を行うこととします。

次に、(3)教育課程表の改定ですが、まず①です。

通信制高校において単位を認めるに当たっては、1単位につき学習指導要領に定められた回数の面接指導、添削指導を受けなければなりません。よりきめ細やかな指導を行うため、これまでの面接指導回数をA区分とした上で、通常の面接指導の回数を最大で2倍に増やしたB区分を設定するものです。

例えば、普通科の国語総合であれば、通常面接指導回数は4回ですが、今回設定したB区分では、8回の面接指導を行うこととしており、これにより、きめ細やかな指導が期待されます。

また、②ですが、社会で求められる、「主体性、協働性、多様性、思考力、判断力、表現力」を身に付けることを目的として、生徒の興味・関心に対応した学校設定科目を追加するものです。

例えば、理科であれば、動物看護学、海洋学、体育ではダンス、美術ではイラストやマンガ、情報ではアルゴリズム等を追加いたします。

最後に、(4)授業料等の改正です。

先ほど、(3)で、教育課程表に面接指導回数を最大2倍にしたB区分の設定についてご説明いたしました。これに伴い、授業料を改定するものです。

次に、資料の5ページをご覧ください。

北海道芸術高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可についてご説明いたします。

この案件は、学校法人恭敬学園が設置する北海道芸術高等学校が生徒のニーズに対応するため、面接指導等実施施設の追加及び教育課程表を改訂するもので、変更の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

まず、(1)面接指導等実施施設の追加です。

これまで、愛知県における面接指導は、専門学校日本デザイナー芸術学院名古屋校で行って参りましたが、学校法人恭敬学園が愛知県内に「愛知芸術高等専修学校」を設置することから、同校を面接指導等実施施設として追加するもので、同一法人の設置する専修学校を使用することで、より柔軟な面接指導の実施が可能となります。

なお、愛知芸術高等専修学校は、計画の承認は愛知県からいただいておりますが、現在、認可申請中であることから、愛知県による当該専修学校の認可を確認後に、面接指導等実施施設の追加に係る学則変更の認可を行うこととします。

次に、(2)添削指導を行うことができる施設の変更についてですが、下段の新旧対照表をご覧ください。

これまで、北海道芸術高等学校では、学則第23条第2項において、「添削指導は、本校において行う」としておりましたが、生徒に身近な教員が、きめ細やかな指導を行うため、面接指導等実施施設において添削指導をできるように学則を変更するものです。

次に、(3)教育課程表の改定ですが、この度、新たに「ダンス&ボーカルコース」を設けることとし、それに応じて、教育課程表を追加することとなるためです。

なお、「ダンス&ボーカル」コースでは、「ダンス」「歌唱実技」のほか、「HIP HOP」「ジャズ」「体づくり」といった学校設定科目を設けることとしております。

面接指導等実施施設の追加・削除につきましては、教育に必要な施設設備が整っております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(4) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について

手稲育英幼稚園の収容定員に係る園則変更認可(諮問番号第1122号(9))から、北海道芸術高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可(諮十條ひまわり幼稚園の収容定員に係る園則変更認可(諮問番号第1122号(16)))について、資料に基づき、事務局から説明した。

【事務局説明】

資料の6ページをご覧ください。

幼稚園の定員に関しましては、毎年、定員を上回って入園させている幼稚園や恒常的に実員が定員を下回っている幼稚園に対して、定員の遵守や適正な定員設定の検討を促しているところですが、今回、定員増で5件、減で3件の申請がございましたので、その概要をまとめて説明させていただきます。

各幼稚園の変更の内容等につきましては、資料によりご確認をお願いいたします。

まず、定員増についてですが、諮問番号第1122号(9)から(13)までの5件でございます。

札幌市手稲区に所在しております手稲育英幼稚園、恵庭市に所在する恵み野第二幼稚園、室蘭市に所在する室蘭中島幼稚園、旭川市に所在する旭川大学附属幼稚園、東神楽町に所在する東聖こぼと幼稚園の5つの幼稚園について、設置者であるそれぞれの学校法人から定員増の申請がございました。

定員増の理由につきましては、いずれの幼稚園も地域における入園を希望する幼児数の増加に対応するため、となっております。

いずれの幼稚園につきましても、これまで、適正な運営がなされており、申請どおりに定員を増やした場合においても、教職員数、施設・設備については、幼稚園の設置基準を満たしております。

変更の時期につきましては、いずれも平成30年4月1日となっております。

続きまして、資料8ページの定員減についてでございますが、諮問番号第1122号(14)から(16)まで3つの案件でございます。

札幌市南区に所在しております澄川幼稚園、音更町に所在しております共栄台幼稚園、釧路市に所在しております十條ひまわり幼稚園の3つの幼稚園について、設置者である、それぞれの学校法人から定員減の申請がございました。

変更の理由については、いずれの幼稚園も地域における入園希望の幼児数の減少のためとなっております。

いずれの幼稚園につきましても、これまで、適正な運営がなされており、教職員数、施設・設備については、幼稚園の設置基準を満たしていること、また、過去の各幼稚園の実園児数の状況からも、定員減は妥当なものと考えております。

変更の時期につきましては、いずれのも平成30年4月1日となっております。

以上、諮問番号1122号(9)から(16)までを一括して説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(5) 私立専修学校の設置認可について

専門学校札幌ホテル・ウェディングカレッジの設置認可（諮問番号第1122号（17））について、資料に基づき、事務局から説明した。

【事務局説明】

資料の9ページをご覧ください。

平成28年度第2回審議会で計画を了承いただいている専門学校札幌ホテル・ウェディングカレッジの設置について認可申請があったものです。

設置者の学校法人滋慶学園は、東京、福岡などに複数の専門学校を設置する東京の学校法人であります。

新たな学校の設置時期は、平成30年4月としています。

設置する専修学校は、商業実務分野の専門課程で修業年限2年、入学定員40人のホテル科と、入学定員80人のウェディング科を設置するもので、総定員は240人となっています。

校舎は、法人が所有する札幌市中央区北1条西9丁目3-4の土地に建設しており、12月20日に完成予定となっています。

申請書を審査した結果、授業時数、教職員数、校地、校舎面積など設置基準を全て満たしており、校舎については、11月7日に布川委員とともに現地調査を行っております。

なお、学校の設置認可については、校舎引き渡しなどの確認を行った上で、認可したいと考えています。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

(6) 私立専修学校の目的変更認可について

専門学校日本福祉学院の目的変更認可（諮問番号第1122号（18））について、資料に基づき、事務局から説明した。

【事務局説明】

資料の10ページをご覧ください。

学校法人日本医療大学が、札幌市に設置する専門学校日本福祉学院の目的変更認可についてご説明いたします。

当該校は、現在、教育・社会福祉分野の介護福祉学科を設置しておりますが、今回新たに文化・教養分野を設置したいとして、目的変更認可申請が提出されたものです。

内容といたしましては、文化・教養分野に日本語学科を設置しようとするもので、進学1年コース・進学1年6ヶ月コース・進学2年コースの3コース合わせて、総定員100人の学科を設置するものです。

この日本語学科では、同校の介護福祉学科や同法人が設置する日本医療大学への進学など、高等教育機関での学修に必要な日本語能力の獲得を目指すものです。

なお、学生につきましては、主に中国からの留学生を予定しており、そのほか韓国、ミャンマー、ベトナムなどからの留学生も予定しております。

設置の時期は、平成30年10月を予定しており、申請書を審査した結果、授業時数、教職員数、校舎面積など設置基準を全て満たしております。

変更認可につきましては、法務省から「日本語教育機関」の適格性について審査を受けることとなりますので、その審査について確認をした上で、認可を行いたいと考

えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(7) 私立各種学校の廃止認可について

竹田洋裁女学院の廃止認可(諮問番号第1122号(19))と、曙珠算学校の廃止認可(諮問番号第1122号(20))について、資料に基づき、事務局から一括して説明した。

【事務局説明】

資料の10ページをご覧ください。

竹田クニ氏が設置する、札幌市にある竹田洋裁女学院を廃止しようとするものです。

当該校は、設置者の高齢により、今後の学校継続が困難となったため申請があったものです。

生徒については、既に募集を停止しており、在籍生徒はいません。

教職員は、設置者のみとなっております。

指導要録等については、設置者が保存することとしております。

次に、資料12ページをご覧ください。

尾下まさ子氏が設置する、札幌市にある曙珠算学校を廃止しようとするものです。

当該校は、学校運営の見直しにより、今後私塾として運営していくため申請があったものです。

生徒、教職員については、私塾に継承することとしています。

指導要録等については、設置者が保存することとしています。

以上、私立各種学校の廃止認可につきまして、説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

8 報告事項

資料3に基づき「第72回全国私立学校審議会連合会総会」について、出席した布川委員から報告を行った。

9 閉会

以上をもって、平成29年度第2回北海道私立学校審議会を終了した。